

事 務 連 絡
令和元年 11 月 29 日

各都道府県・指定都市教育委員会関係部局課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局政策課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行に係る情報提供について

標記について、厚生労働省から別添のとおり、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行について、教育委員会などへ周知するよう依頼がありましたので、情報提供いたします。

各都道府県教育委員会関係部局課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し周知くださるようお願いします。

【本件担当】
(全般について)
初等中等教育局健康教育・食育課企画調整係
TEL : 03-5253-4111 (代表) 内線 4950

(教育振興基本計画について)
総合教育政策局政策課政策審議第二係
TEL : 03-5253-4111 (代表) 内線 3277